

第 5298 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月27日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 特定障害者に対する贈与税の非課税

**Q**：特定障害者に対する一定の贈与は非課税とのことですが、どのような内容なのですか？

**A**：特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約の信託受益権の価額のうち6千万円又は3千万円までの金額は、贈与税が非課税になります。

### 【解説】

特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約で、一定の要件を備えたものに基づき、金銭、有価証券、金銭債権その他の財産が信託されたときは、その信託受益権の価額のうち6千万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者については3千万円）までの金額については贈与税がかからないこととなっています。

この場合の「特別障害者」とは、障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者が一定のものをいい、障害者手帳の等級が1級又は2級の身体障害者や1級の精神障害者、重度の知的障害者をいい、「特定障害者のうち特別障害者以外の者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により中軽度の知的障害者とされた者及び精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級又は3級である者として記載されている精神障害者等をいいます。

